

京都市立看護短期大学修学資金貸与規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第144号

京都市立看護短期大学修学資金貸与規則の一部を改正する規則

京都市立看護短期大学修学資金貸与規則の一部を次のように改正する。

第3条中「30,000円」を「32,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(看護短期大学事務室)